

第8期 雲南市農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 令和6年2月21日（水） 13:30～14:15
2. 場 所 市役所5階・全員協議会室
3. 出席委員（19名）
4. 欠席委員（0名）
5. 事務局又は説明者
6. 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 諸報告
 - 日程第3 議案の上程
 - ・議第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議第61号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議第62号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>では、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、18名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第8回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により14番委員、16番委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告について ・合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行います。 それでは最初に、議第60号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8ページ、議第60号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書9ページをご覧ください。図面資料は1ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は1,993㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は高齢となり、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は生前贈与により譲り受けということです。申請人らは親族関係であり、現在、申請地は協力して耕作されています。生前贈与により譲渡された後は後継者が主体となり耕作していくとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 10番 議 長 10番	<p>申請番号2番、〇〇町〇〇の12筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は8,812㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は空き家とともに譲り受けて耕作を行うということです。譲受人は地域おこし協力隊として来られた方で、事業で宿を運営するために空き家と農地を取得されます。一度にたくさんの農地をもらわれますが、空き家の周りの畑は現状維持で保全管理され、田は地元の方の協力を得て耕作するとのこと。既に地元の方と交流があり、農機具や農作業の指導などの協力をくださる方へ承諾を得ているとのこと。確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は160㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。今回は親族間での譲渡となります。譲受人の住所が住民票を参考にしたため県外のままとなっていますが、現在は申請地に隣接する実家の方に住んでおられます。申請地は既に譲受人によって耕作されていることから所有者からの譲渡の手続きをされました。確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は233㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は空き家とともに譲り受けて耕作を行うということです。家族で移住され、共に農業経験はありませんが親族が農業をしているとのことで、耕運機を実家から借り受けた後に指導を受けながら野菜作りをされるということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議の程をよろしくお願いします。</p>
	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>10番です。申請番号2番の案件は、新規に農業を始めるという事で聞き取りを行いましたので報告いたします。図面は5ページとなります。当面の間、譲り受ける田は機械作業を地元の方にお願いとすとの事です。畑の一部にお茶が植えてあり、隣接農家の方が管理されているので、譲り受け後は指導を受けながら申請人が管理を継続されます。その他の畑は荒廃農地に近い状態ですが、徐々に整備を行い、野菜全般を作る予定です。また、譲り受ける家屋はゲストハウスを運営する計画であり、自分で食べる食材はもちろんのこと、提供する食材も申請人が作りたいと思っており、いずれは、農地での農作業も来訪者に体験してもらおう事を考えておられます。農業は未経験ですが、今後はJ A及び近隣の方々から指導を得ながら頑張りたいとの事でしたので、審議の程をよろしく願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	他に補足説明はございませんか。
6 番	はい
議 長	はい。どうぞ。
6 番	6 番です。申請番号 4 番の案件です。譲渡人は遠方に居住し耕作が困難である。譲受人は空き家と共に農地を譲り受けて耕作を行うと説明があったところです。資料の 1 2、1 3 ページをご覧ください。図示されている家屋の隣接の農地が今回の申請地となります。譲受人の方は農業未経験ではありますが、実家の親族が農業をされているということで指導を受け、農業機械も借り受けながら耕作をされる予定ですので、審議の程をよろしく願います。
議 長	他に補足説明はございませんか。
	(補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第 6 0 号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 6 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 6 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第 6 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 2 ページ、議第 6 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを説明します。今月は 1 件の申請が出ております。議案書 1 3 ページをご覧ください。図面については 1 4 ページからです。
	申請番号 1 番、〇〇町〇〇の 1 筆です。申請面積は 1 3 4 m ² 、地目は議案書のとおりです。なお、登記地目は雑種地となっておりますが農地法関係事務に係る処理基準についての通知に基づき、農地に該当するかどうかはその土地の現況によって判断することとされていますので、現況地目である畑として審査するものです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を含む隣接 2 筆を譲り受けて住宅を建築したいとのことです。農用地区域外で土地代及び確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第 9 条第 1 項に規定する用途地域に定められていることから、第 3 種農地と判断いたしました。第 3 種農地は原則転用可能となります。以上、報告いたしますので、ご審議の程をよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	(無しの声あり) 無いようですので、議第61号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
議 長	(無しの声あり) 討論を終わります。お諮りいたします。議第61号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
議 長	(無しの声あり) 異議なしと認めます。よって、議第61号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第62号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書14ページ、議第62号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書15ページをご覧ください。今回は設定件数28件で、内訳は〇〇町5件、〇〇町4件、〇〇町14件、〇〇町4件、〇〇町1件です。また、借り受け戸数は14戸となっております。なお、受付番号28番は圃場整備関連に伴う農地中間管理機構への預け入れとなっております。 この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する吉田町の案件がございますので、協議の際にはご配慮を願いたいと思います。あの時計で14時5分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。
議 長	・・・・・・・・ (休憩) ・・・・・・・・ 会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、利用権貸借の申請番号1番から23番と27番、28番について〇〇町からお願いします。
1 番	はい、1番です。〇〇町は1番から5番までの5件ですが、この内、4件が再設定であり、1件が新規となっております。受ける方が農業にしっかりと取り組んでいる方であり、妥当と判断しましたのでよろしくお願いたします。
議 長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町をお願いします。
2 番	はい、2番です。6番は新規であります。借り手の方は貸し手の隣接の方です。自己所有地と対象地を一带として耕作されますので妥当と判断しました。7番から9番までですが、再設定であり受け手が農業法人であることから問題ないと判断しましたので、よろしくお願いたします。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 1 3 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p> <p>はい、1 3 番です。〇〇町は1 0 番から2 2 番までと2 8 番となります。1 0 番は新規で出されておりますが、申請者と家族の方が農業大学校へ通いながら家を手伝っておられるようですので問題ないと判断しました。1 1 番から2 2 番までは再設定であり妥当と考えます。2 8 番は圃場整備関連ですので問題ないと考えます。以上よろしくお願いします。</p>
議 長 1 7 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p> <p>はい、1 7 番です。2 3 番ですが再設定であり妥当だと判断しましたので、よろしく願いいたします。</p>
議 長 1 6 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p> <p>はい、1 6 番です。2 7 番ですが、再設定であり耕作を継続されることから問題ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第6 2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号1 番から2 3 番と2 7 番、2 8 番は申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第6 2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号1 番から2 3 番と2 7 番、2 8 番は申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。まず最初に、〇〇町分の利用権貸借の申請番号2 4 番と2 5 番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第1 0条議事参与の制限により、1 7 番委員にはご退席願います。 (1 7 番委員 退席)</p>
議 長 5 番	<p>それでは、この案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。</p> <p>はい、5 番です。2 4 番、2 5 番の案件ですが、再設定であり、ベテランの方でもございますので問題ないと判断いたしましたのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが質疑はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第6 2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号2 4 番と2 5 番は申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第6 2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号24番と25番は申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>17番委員にはご着席願います。</p> <p>(17番委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、〇〇町分の利用権貸借の申請番号26番の案件です。5番委員にはご退席願います。</p> <p>(5番委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、この案件について、先ほどご協議いただいた結果を吉田町より発表していただきます。</p>
17番	<p>はい、17番です。26番ですが、再設定であり、受け手は農業法人です。問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第62号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号26番は申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第62号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借の申請番号26番は申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>5番委員にはご着席願います。</p> <p>(5番委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(14:15 終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____